

同一労働同一賃金に伴う「派遣法20年改正」を総点検、労政審

パートタイム・有期雇用労働法と労働者派遣法の見直し議論を展開している労働政策審議会「同一労働同一賃金部会」(小畑史子部会長)が6月25日開かれました。この日は、派遣法20年改正に集中して総点検を展開。公労使ともに一定の政策的効果を認めたいうえで、労働者側委員は「改正の目的が果たされているかの基本に立って検証と必要な見直しを図るべき」と主張し、使用者側は「労使の真摯な取り組みによって賃金を含む待遇改善が進んでおり、今後は手続きや運用などの実務が重要」と強調しました。年内中に見直し項目を固める見通しです。

派遣法20年改正は、同一労働同一賃金の理念や均等・均衡待遇の仕組みを派遣労働・派遣事業に落とし込む際に制度設計が複雑化したほか、施行までの期間が窮屈だったこともあって、公労使があらためて施行状況を見渡しながらそれぞれの視点から活発な議論を繰り広げました。

施行5年に伴う「同一部会」は2月からスタートしており、(1)改正後のパート・有期法と派遣法の「均等・均衡待遇規定」(2)同一労働同一賃金ガイドライン(3)非正規雇用労働者に対する支援(正社員転換等のキャリアアップ、無期雇用フルタイム労働者への同一労働同一賃金ガイドラインの考え方の波及)——の3点を軸に検討。前回(5月21日)の部会では、パート・有期法について集中審議しています。

この日、厚生労働省が示した派遣法20年改正の論点は、「労使の取り組み促進」として(1)均等・均衡待遇(2)労働者に対する待遇に関する説明義務(3)その他の労使の取り組み促進のための方策——の3項目。(3)については更に(ア)公正な評価(イ)未経験者の登用拡大、従事する業務の高度化(ウ)派遣労働者の意見の反映(エ)情報公表の促進——を点検。また、「行政による履行確保」の観点も加えました。

派遣労働者の賃金や待遇については、原則とする「派遣先均等・均衡」(派遣先方式)か「派遣元による労使協定」(労使協定方式)のいずれかの待遇決定方式を義務化。この選択制2方式のうち、「労使協定方式」を採用した場合には、局長通達の一般賃金水準より「同等以上」であることが要件となり、一般賃金水準は「職業安定業務統計」(ハローワーク統計)と「賃金構造基本統計調査」(賃構統計)の2種類をベースに算出されています。この日の議論では、主にこの選択制2方式と賃金水準のあり方や待遇に関する説明義務を巡って、労使が認識や見解を述べました。

原則の派遣先方式と労使協定方式について、労働者側委員は「原則の派遣先方式の活用が1割にも満たない。この現状を正しい形にする見直しが必要」「労使協定方式の勤続年数0年の賃金基準値がデータ平均から12%ほど割引かれているのはいかがなものか」などと指摘。使用者側委員は「労使協定方式は効果を上げており、原則云々ではなく単純に選

択にすればよい」との見解を示しました。なお、勤続年数0年については、データに中途採用の人たちも含まれているため、その分を調整しています。

また、待遇に関する説明義務については、現行規定で「雇用する派遣労働者から求めがあったときは」との文言があるが(法第31条の2・第4項目)、労働者側委員は『求めがあれば』を削除すべき」と主張。使用者側委員は「現場で対応する担当者の負担増が想定されるほか、労働者が自身と比較対象労働者の働き方や待遇について理解したタイミングで、納得できないことの説明を求めるからこそ最も効果が高まる」として現状維持を求めました。

副業・兼業の労働時間通算による「割増賃金規定」で労使論戦

労働政策審議会の労働条件分科会(山川隆一分科会長)が6月16日開かれ、今年1月から実施している「多様な働き方に対応した労働基準法の見直し議論」を続行。(1)労働時間法制の具体的課題として「副業・兼業」(2)集团的労使コミュニケーションのあり方として「過半数労働組合・過半数代表者等」——をテーマに労使が「本格論戦」に入りました。副業・兼業の労働時間通算による「割増賃金規定」では、使用者側委員が「副業・兼業は労働者の自発的な選択と判断で行われている観点から、本来の割増賃金の趣旨と馴染まない」と撤廃を含む見直しを主張。一方、労働者側委員は「日々の生活費を賄うために副業・兼業を行わざるを得ず、結果として長時間労働になっている労働者も少なくない」として、現行規定の維持を強調しました。

更に、使用者側委員は「業務命令で発生するのが割増賃金であり、労働者自身の選択で別の事業場で働くことに割増賃金というのは趣旨と異なる」など、健康確保に配慮しつつ見直しを求めました。これに対し、労働者側委員は「割増賃金の通算をしないとした場合、さらなる長時間労働を誘発することになりかねない」などとして、現行ルール維持を求めました。労使が譲らないなか、公益委員は「副業兼業は現実として自己申告制を取らざるを得ない。調査結果でも多くの労働者が申告していないという実態に鑑みれば、正確な自己申告は望みにくい」など、見直しの必要性を示唆しました。年内に意見集約して、法改正の有無を判断します。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース